

「生駒市路上喫煙防止条例（案）」パブリックコメント資料

1. この条例の背景と目的

市では、市民、事業者及び市が協働してまちをきれいにし、快適で安全な生活環境を確保することを目的として、「生駒市まちをきれいにする条例」を平成23年1月から施行しました。この条例は、ポイ捨て防止の観点から「喫煙の制限」を規定し、「吸い殻入れが設置されている場合等を除き喫煙をしてはならない」また、「歩行・自転車により移動しながら喫煙しないよう努めなければならない」とし、マナーの向上に取り組んできました。

この条例による取り組みにより、ポイ捨て防止には一定の効果は見られるものの、吸い殻の散乱が未だ見られ、さらには歩きながらの喫煙による火傷の危険や受動喫煙による健康の被害も懸念されています。

この「生駒市路上喫煙防止条例」（案）は、このような問題を未然に防止するため、市、市民等及び事業者の役割を明らかにし、路上喫煙の禁止その他必要な事項を定めることにより、市民等の誰もが安全、健康で美しく快適な生活環境の確保に寄与することを目的としています。

2. 条例（案）の内容

（1）市の責務について

市は、路上喫煙を防止するため、市民等及び事業者に対しての啓発や自主的な活動への支援を行うものとし、市民等、事業者と連携・協働して施策を推進するものとし、ます。

（2）市民等の責務について

市民等は、路上喫煙をしないこととともに、路上喫煙の防止に対する関心及び理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとし、ます。

（3）事業者の責務について

事業者は、路上喫煙の影響を防止するため、自ら管理する灰皿の撤去又は移設、喫煙場所の確保、その他環境の整備に努めるとともに、従業員等の意識の啓発を図り、市が実施する施策に協力するよう努めるものとし、ます。

（4）路上喫煙の禁止について

路上喫煙は、受動喫煙やたばこの火による子どもの火傷、持物の焦げ等、第三者に被

害を与え、また、ポイ捨てされる要素が極めて高いため、路上喫煙してはならないと規定します。

(5) 路上喫煙禁止重点地区及び指定喫煙場所の指定について

市域でも特に人通りが多く、通行する人の身体、持物等の安全を確保する必要がある場所など、路上喫煙を特に規制する必要があると認める区域を路上喫煙禁止重点地区に指定できることとします。

なお、路上喫煙禁止重点地区において、特に必要がある場合は、指定喫煙場所を設けることができることとします。

(6) 勧告・命令及び公表について

市長は、道路等で路上喫煙を行った者に喫煙を止めるように求める「勧告」をし、勧告に従うことを求める「命令」を行うことができ、正当な理由なく命令に従わないときは意見を述べる機会を与えた上で、氏名等を公表することができる旨を規定します。

(7) 過料について

路上喫煙禁止重点地区において、路上喫煙を行い、勧告を受けかつ命令に従わなかった者に対し、2万円の過料を科することを規定します。

(8) 「生駒市まちをきれいにする条例」の一部改正について

現在、公共の場所での喫煙制限について定めている「生駒市まちをきれいにする条例」について、この条例との重複部分を削除するなどの改正を行います。

生駒市まちをきれいにする条例（抜粋）

（喫煙の制限）

第11条 市民等は、公共の場所において、吸い殻入れが設置されている場合等を除き、喫煙をしてはならない。

2 市民等は、公共の場所において、歩行し、又は自転車（原動付自転車及び自動二輪車を含む。）により移動しながら喫煙をしないよう努めなければならない。

(9) 施行期日

この条例は、市民等への十分な予告を行うため、少なくとも6～9ヶ月程度の周知期間を設けた上で、施行することを予定しています。

「過料」を科する部分については、さらに長い周知期間を設定することを想定しています。

用語の意味

路上喫煙……………道路等（道路等の管理権限を有する者が設置し、又は設置を許可した灰皿その他これに類する設備が設けられた場所を除く。）において喫煙し、又は火のついたたばこを所持すること（自転車等に乗車中にこれらの行為を行うことを含む。）をいいます。

市民等……………市内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は市内を通過する者をいいます。

事業者……………市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいいます。

道路等……………道路、広場、公園その他の公共の場所（室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいいます。